

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四十九号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十三号の二の又及びル中「第二項」を削り、「による」の下に「提出書及び」を加え、同号に次のように加える。

ヲ 省令第十六条の三の規定による届出の受理

ワ 省令第十六条の四の規定による返納鑑札の受理

カ 省令第十六条の五の規定による通知

ヨ 省令第十六条の六第二項の規定による原簿の送付

第一条第三十三号の二の次に次の一号を加える。

三十三の三 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第

三十九条の七第五項及び第六項の規定による届出の受理及び鑑札の交付

第二条中「第三十三号の二」の下に「、第三十三号の三」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月八日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区規則第五十号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考三を備考四とし、備考二を備考三とし、備考一の次に次のように加える。

二 占有者が粗大ごみを区長が指定する施設に持ち込む場合におけるこの表の規定の適用については、同表中「四百円」とあるのは「二百円」と、

「八百円」

「四百円」

とあるのは「一千二百円」とあるのは「六百円」と、
「二千円」とあるのは「千円」と、「二千八百円」とあるのは「千四百円」とする。

付 則

この規則は、令和四年十月三日から施行する。

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第五十一号

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則（昭和五十九年七月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第四号中「建築後二十五年超（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記載された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリート造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、以下この号において同じ。）である家屋である場合に限る。）又は二十年超（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）の」を「昭和五十六年十二月三十一日以前に建築された」に改める。

別記第一号様式中

床面積	㎡
構造	併

を

に改め、

同様式備考中6を削り、7を6とし、8を7とし、9を8とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則別記第一号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十二号

東京都北区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和四十年八月東京都北区規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「政策経営部長」を「技監、政策経営部長」に、「健康福祉部長」を「福祉部長、健康部長」に、「まちづくり部」を「まちづくり部、王子まちづくり推進担当部長」を「まちづくり部、都市拠点デザイン担当部長、まちづくり部、鉄道駅関連プロジェクト担当部長」に改め、「教育委員会事務局教育振興部教育環境調整担当部長」を削り、同条第三号中「必要があると認めたときは、区に勤務する職員のうちから本部門を指名する」を「次に掲げる者のうちから本部門を任命する」に改め、同号に次のように加える。

イ 王子消防署長

ロ 赤羽消防署長

ハ 滝野川消防署長

ニ イからハまでに掲げる者が指名する消防吏員

ホ 北区の職員

別表第一「災害対策健康福祉部（災害対策医療衛生部を除く健康福祉部）」の部中「災害対策健康福祉部（災害対策医療衛生部を除く健康福祉部）」を「災害対策福祉部」に、同部6の項中

「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同表「災対医療衛生部（北区保健所、健康福祉部健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター）」の部中「健康福祉部健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター」を「及び健康部」に改め、同部に次のように加える。

10 その他北区保健所及び健康部の所管に関する事。

別表第二中「政策経営部長」を「政策経営部長」に、「健康福祉部長」を「健康福祉部長」を

部長「まちづくり部十條・王子まちづくり推進担当部長」を「まちづくり部まちづくり部

編集長「まちづくり担当部長」に、「教育委員会事務局教育振興部長」を「まちづくり部まちづくり部

鉄道駅関連プロジェクト担当部長」に、「教育委員会事務局教育振興部長」を「まちづくり部まちづくり部

整担当部長「教育委員会事務局教育振興部長」に、「災対健康福祉部」に「災対医療衛生部を除く健康福祉部」に「災対福祉部」に「健康福祉部健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター」に「健康部」に付す。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区震災復興本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月十六日

東京都北区長
花川與惣太

部長 部長 「まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部長」や「まちづくり部
まちづくり部

編 市拠点デザイン担当部長 「教育委員会事務局教育振興部長
教育委員会事務局教育振興部教育環境調

鉄 道駅関連プロジェクト担当部長」
教育委員

整 担当部長 「教育委員会事務局教育振興部長」
「復興健康福祉部」「復興医
療衛生部を除く健康福祉部」「復興福祉部」「福祉部」「健康福祉部健康
推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター」や「健康部」など。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十四号

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成十九年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民保護健康福祉部（国民保護医療衛生部を除く健康福祉部）の部中「国民保護健康福祉部（国民保護医療衛生部を除く健康福祉部）」を「国民保護福祉部」に、「健康福祉部長」を「福祉部長」に改め、同部5の項中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同表国民保護医療衛生部（北区保健所、健康福祉部副参事のうち本部長が指名する者及び健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター）の部中「健康福祉部副参事のうち本部長が指名する者及び健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター」を「及び健康部」に改め、同部11の項中「北区保健所」の下に「及び健康部」を加える。

別表第二中 「国民保護健康福祉部
（国民保護医療衛生部を除く健康福祉部）」を 「国民保護福祉部
（福祉部）」

に、「健康福祉部副参事のうち本部長が指名する者及び健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター」を「及び健康部」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和四年六月十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十五号

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年三月東京都北区規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

<p>新型インフルエンザ等対策福祉部</p>	<p>福祉部長</p>	<p>1 福祉部の所管に関すること。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策健康福祉部</p>	<p>健康福祉部長</p>	<p>1 健康相談に関すること。 2 医療関係諸団体との連絡調整に関すること。 3 その他健康福祉部の所管に関すること。</p>

に改

を

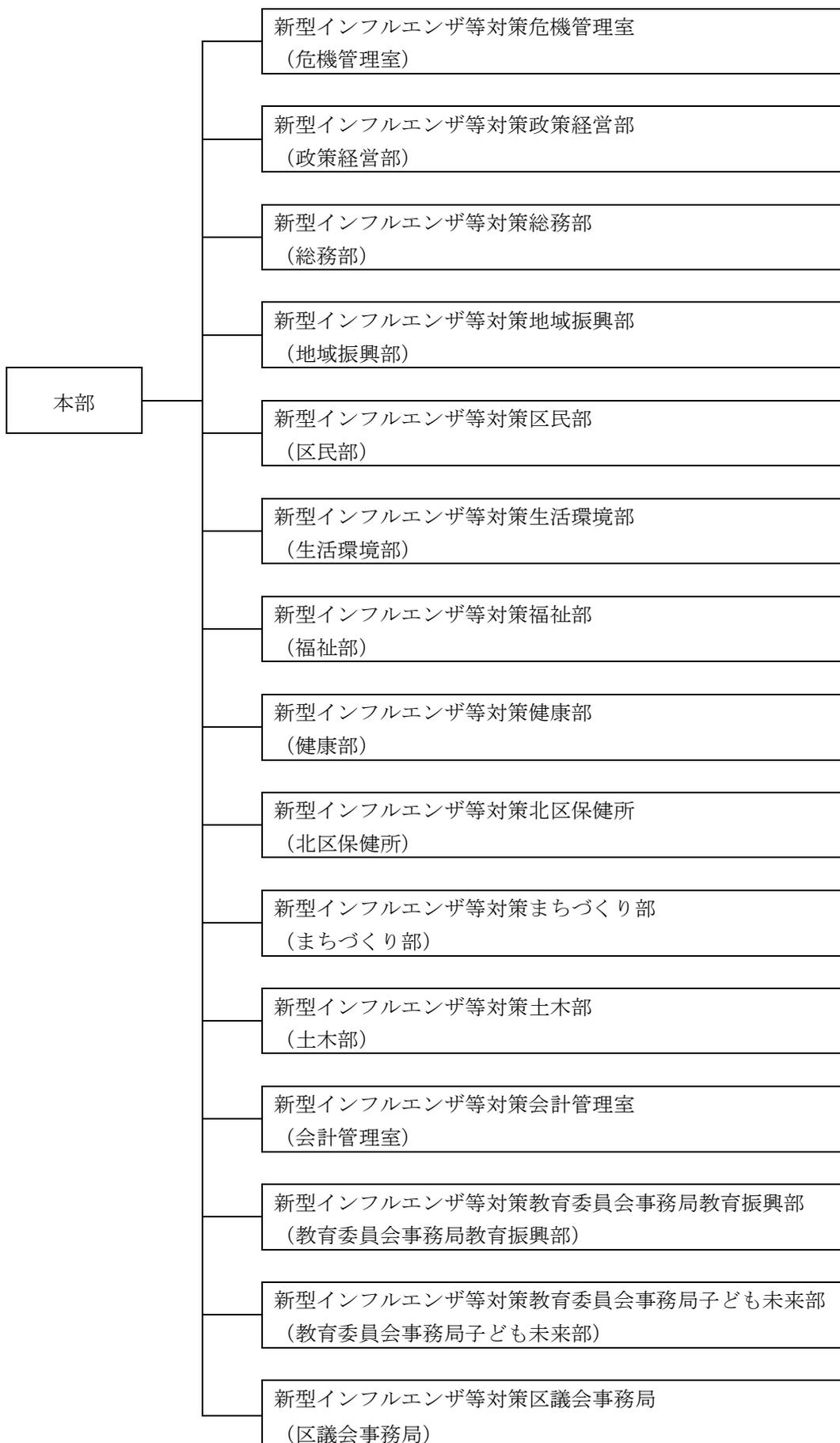
等
対
策
健
康
部

2 医療関係諸団体との連絡
調整に関すること。
3 その他健康部の所管に
関すること。

める。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第7条関係）



この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区公契約条例施行規則を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第五十六号

東京都北区公契約条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区公契約条例（令和四年六月東京都北区条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(特定公契約の適用を受けないもの)

第三条 条例第二条第三号の規則で定める者は、国、地方公共団体その他特に区長が認める者とする。

(時間以外の期間によって定められている場合等の賃金等の換算方法)

第四条 条例第七条第三項後段の賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときにおける当該賃金等の換算方法については、

最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

(特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告)

第五条 条例第九条の規定による報告は、区長が指定する日までに労働条件等報告書（別記第一号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やか

に変更後の事項を記載した労働条件等報告書を区長に提出するものとする。

（身分証明書）

第六条 条例第十三条第二項の証明書は、身分証明書（別記第二号様式）とする。

（公表）

第七条 条例第十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項を区のホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

一 特定公契約の件名及び特定公契約を締結した日（指定管理協定にあつては、

当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）

二 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 特定公契約を解除した場合にあつては、その日（指定管理協定にあつては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（審議会の庶務）

第八条 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第四条及び第八条の規定は、令和四年七月一日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

労働条件等報告書

東京都北区長 殿

東京都北区公契約条例に基づき、契約（指定管理協定）名： _____
（契約番号： _____）の履行に当たり、労働条件等に関する事項を報告します。

以下の①～⑬の全項目を既に満たしていることを確認しました。

改善事項に記載した項目は、現在は実施できておりません。そのため、改善対応欄のとおり改善に向けての対応を行います。

年 月 日

住所 又は 所在地

商号 又は 名称

代表者名又は氏名

- ①労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金等）を書面で明示している。
- ②労働者に対して就業規則を周知しており、労働基準監督署に届け出ている。
- ③時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。
- ④労働時間は、適正に管理している。
- ⑤賃金等は、決められた日に支給している。
- ⑥当該年度の労働報酬下限額を確認しており、労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。
- ⑦労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿を作成し、適正に管理している。
- ⑧労働者災害補償保険に適正に加入している。
- ⑨雇用保険に適正に加入している。
- ⑩健康保険に適正に加入している。
- ⑪厚生年金に適正に加入している。
- ⑫常時使用する労働者に、1年に1回以上、健康診断を実施している。
- ⑬下請業者等に本契約が特定公契約であること及び東京都北区公契約条例の趣旨、遵守すべき事項等を周知している（下請等を行う場合に限る。）。

改善事項

項目	改善対応

第2号様式（第6条関係）

（表）

身分証明書	
職名 氏名 生年月日	写真
上記の者は、東京都北区公契約条例第13条第1項に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。	
発行年月日 年 月 日	
有効期限 年 月 日	
東京都北区長	印

（裏）

東京都北区公契約条例（抜粋）
（報告の徴収等及び立入調査）
第13条 区長は、第11条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則を廃止する規則を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十七号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則を廃止する規則

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則（令和二年十一月東京都北区規則第六十八号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則を公布する。

令和四年六月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十八号

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（令和四年六月東京都北区条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(客引き行為等防止特定地区の指定等に係る告示)

第三条 条例第九条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定した客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）の名称
- 二 指定の効力が生ずる日

2 条例第九条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 区域を変更し、又は指定を解除する特定地区の名称
 - 二 区域の変更又は指定の解除の効力が生ずる日
- (客引き行為等防止推進員)

第四条 条例第十条第二項に規定する客引き行為等防止推進員（以下「推進員」と

- いう。)は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、区長が適任と認める者とする。
- 一 区内に居住し、在勤し、又は在学する者
 - 二 地域活動団体から推薦を受けた者
- 2 推進員の指定期間は二年以内とし、再任を妨げない。
- 3 推進員は、特定地区において、条例第十条第一項の規定による指導を口頭により行う。
- 4 推進員は、指導を行うに当たっては、北区客引き行為等防止推進員証（別記第一号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 推進員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、北区客引き行為等防止推進員証を区長に返納しなければならない。
- 一 推進員の任期が満了したとき。
 - 二 推進員の指定を解除されたとき。
 - 三 推進員を辞退したとき。
- 6 区長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、指定を解除することができる。
- 一 心身の故障のため、推進員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

二 推進員としての信用を失墜させ、活動に著しく支障をきたしたとき。

7 区長は、推進員に対し、必要な知識及び技能の向上を図るため、必要に応じて研修を実施するものとする。

（客引き行為等防止指導員）

第五条 条例第十条第二項に規定する客引き行為等防止指導員（以下「指導員」という。）は、区長が委託する客引き行為等の防止を目的とする業務に従事する者とする。

2 指導員は、条例第十条第一項の規定による指導を口頭により行う。

3 指導員は、指導を行うに当たっては、北区客引き行為等防止指導員証（別記第二号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（指導）

第六条 条例第十条第一項の規定による指導（前二条の規定による指導を除く。）は、口頭又は指導書（別記第三号様式）及び指導書交付控（別記第四号様式）を作成し、指導書交付控に当該指導の相手方の署名を求めた上で、指導書を相手方に交付することにより行う。

（警告）

第七条 条例第十一条の規定による警告は、警告書（別記第五号様式）及び警告書

交付控（別記第六号様式）を作成し、警告書交付控に当該警告の相手方の署名を求めた上で、警告書を相手方に交付することにより行う。

（勧告）

第八条 条例第十二条の規定による勧告は、勧告書（別記第七号様式）及び勧告書交付控（別記第八号様式）を作成し、勧告書交付控に当該勧告の相手方の署名を求めた上で、勧告書を相手方に交付することにより行う。

（違反行為の撮影）

第九条 区長は、条例第十条第一項の規定による指導、条例第十一条の規定による警告又は条例第十二条の規定による勧告を行うに当たっては、当該違反行為をビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。

（公表事項等）

第十条 条例第十四条第一項の規定による公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項を北区役所前掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

一 公表を開始する日及び公表する期間

二 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

三 違反行為に関連する営業所名及び当該営業所の所在地

四 違反行為の内容及び正当な理由なく勧告に従わなかつた旨

五 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項

（意見陳述の機会の付与）

第十一条 区長は、条例第十四条第二項の規定により意見の聴取を行うときは、当該聴取をされるべき者に対し、次項に規定する意見陳述までに相当の期間をおいて、次に掲げる事項を記載した公表通知書（別記第九号様式）により通知するものとする。

一 公表しようとする事項

二 公表の根拠となる条例の条項

三 公表の原因となる事実

2 前項の規定による通知を受けた者は、公表されようとする事項につき、書面又は口頭により意見を述べることができる。

3 区長は、前項の規定による口頭の意見が述べられたときは、その者の陳述の要旨を記載した意見陳述聴取書（別記第十号様式）を作成するものとする。

（店舗場所の提供者への通知）

第十二条 条例第十五条の規定による通知は、店舗場所提供者通知書（別記第十一号様式）により行うものとする。

（過料）

第十三条 区長は、条例第十九条又は第二十条の規定により過料を科そうとすると

きは、告知・弁明書（別記第十二号様式）により、当該過料を科されるべき者に対し、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与するものとする。この場合において、区長は、告知・弁明書交付控（別記第十三号様式）に告知・弁明書を受領した旨の署名を求めるものとする。

2 区長は、前項の規定による手続の後において過料を科するときは、過料処分通知書（別記第十四号様式）を交付するものとする。この場合において、区長は、当該過料を科されるべき者に対し、過料処分通知書交付控（別記第十五号様式）に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めるものとする。

3 前項後段の規定にかかわらず、区長は、郵送その他の手段により、過料処分通知書の受領が確認できる場合は、過料通知書交付控に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めることを省略することができる。

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第六条から第十三条までの規定は、同年十月一日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（表）

No.	
北区客引き行為等防止推進員証	 (顔写真)
氏名	
 指定期間 年 月 日まで	
上記の者は、北区客引き行為等防止推進員であることを証明する。	
年 月 日発行	
東京都北区長	

（裏）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 北区客引き行為等防止推進員（以下「推進員」という。）は、その職務に当たり本証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。2 推進員は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に規定された、特定地区においてその職務に当たるものとする。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。5 推進員は指定を解除されたときは、遅滞なく本証を返納しなければならない。

第2号様式（第5条関係）

（表）

No.	
北区客引き行為等防止指導員証	 (顔写真)
氏名	
	
上記の者は、北区客引き行為等防止指導員であることを証明する。	
年 月 日発行	
東京都北区長	

（裏）

注意事項
1 北区客引き行為等防止指導員（以下「指導員」という。）は、その職務に当たり本証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
2 指導員は、区内全域においてその職務に当たるものとする。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

北 第 号
年 月 日

指 導 書

住 所（所在地）	
氏 名（法人名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に係る店舗名	
違反行為の内容	東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する 条例 <input type="checkbox"/> 第7条第1項（客引き行為等をした） <input type="checkbox"/> 第7条第2項（客引き行為等をさせた） <input type="checkbox"/> 第8条第1項（客引き行為等を用いた営業をした）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	北区

あなたは、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に違反する上記の行為をしているため、直ちに当該違反行為を中止するよう、同条例第10条第1項の規定に基づき指導します。

東京都北区長



留意事項
<p>1 本指導後にあなたが更に違反行為を行った場合は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第11条の規定に基づく警告の対象となります。</p> <p>2 1の警告に従わず、更に違反行為を行った場合は、同条例第12条の規定に基づく勧告の対象となります。</p> <p>3 2の勧告に従わず、更に違反行為を行った場合は、同条例第14条第1項の規定に基づく公表並びに同条例第19条第1号及び第20条の規定に基づく過料の対象となります。</p> <p>4 本指導に関し、必要があると認めた場合には、同条例第13条第1項の規定に基づき、あなたに対し報告を求める場合があります。</p> <p>5 4の求めに対し、必要な報告をしなかった場合及び虚偽の報告をした場合には、同条例第19条第2号の規定に基づく過料の対象となります。</p> <p>6 あなたが雇用され、業務として上記違反行為を行った場合は、当該雇用者に対し、本指導を受けたことを必ず知らせてください。</p>

年 月 日

指導書交付控

住 所（所在地）	
氏 名（法人名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に係る店舗名	
違反行為の内容	東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する 条例 <input type="checkbox"/> 第7条第1項（客引き行為等をした） <input type="checkbox"/> 第7条第2項（客引き行為等をさせた） <input type="checkbox"/> 第8条第1項（客引き行為等を用いた営業をした）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	北区

私は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例において、上記の規定に違反し、直ちに当該違反行為を中止するよう指導を受けました。

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

備考欄

北 第 号
年 月 日

警 告 書

住 所（所在地）	
氏 名（法人名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に係る店舗名	
違反行為の内容	東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する 条例 <input type="checkbox"/> 第7条第1項（客引き行為等をした） <input type="checkbox"/> 第7条第2項（客引き行為等をさせた） <input type="checkbox"/> 第8条第1項（客引き行為等を用いた営業をした）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	北区

あなたは、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第10条第1項の規定に基づく指導を受けたにもかかわらず、上記日時及び場所において依然として違反行為を行っているため、直ちに当該違反行為を中止するよう、同条例第11条の規定に基づき警告します。

東京都北区長



留意事項
<p>1 本警告後にあなたが更に違反行為を行った場合は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第12条の規定に基づく勧告の対象となります。</p> <p>2 1の勧告に従わず、更に違反行為を行った場合は、同条例第14条第1項の規定に基づく公表並びに同条例第19条第1号及び第20条の規定に基づく過料の対象となります。</p> <p>3 本警告に関し、必要があると認めた場合には、同条例第13条第1項の規定に基づき、あなたに対し報告を求める場合があります。</p> <p>4 3の求めに対し、必要な報告をしなかった場合及び虚偽の報告をした場合には、同条例第19条第2号の規定に基づく過料の対象となります。</p> <p>5 あなたが雇用され、業務として上記違反行為を行った場合は、当該雇用者に対し、本指導を受けたことを必ず知らせてください。</p>

年 月 日

警告書交付控

住 所（所在地）	
氏 名（法人名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に係る店舗名	
違反行為の内容	東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する 条例 <input type="checkbox"/> 第7条第1項（客引き行為等をした） <input type="checkbox"/> 第7条第2項（客引き行為等をさせた） <input type="checkbox"/> 第8条第1項（客引き行為等を用いた営業をした）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	北区

私は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第10条第1項の規定に基づく指導を受けましたが、上記日時及び場所において依然として違反行為を行ったため、同条例第11条の規定に基づき、直ちに当該違反行為を中止するよう警告を受けました。

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

備考欄

勸告書

住 所（所在地）	
氏 名（法人名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に係る店舗名	
違反行為の内容	東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する 条例 <input type="checkbox"/> 第7条第1項（客引き行為等をした） <input type="checkbox"/> 第7条第2項（客引き行為等をさせた） <input type="checkbox"/> 第8条第1項（客引き行為等を用いた営業をした）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	北区

あなたは、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の規定に違反したため、北区長は、 年 月 日 北 第 号の警告書により、同条例第11条の規定に基づき、あなたに対して警告を行いました。上記日時及び場所において依然として違反行為を行っているため、同条例第12条の規定に基づき直ちに当該違反行為を中止するよう、勧告します。

今後、正当な理由なくあなたがこの勧告に従わなかった場合は、同条例第14条第1項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表する場合があります。

また、あなたがこの勧告を受けた後、更に違反行為を行った場合は、同条例第19条第1号の規定に基づき過料（5万円以下）に処するとともに、あなたが法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者で、当該法人又は人の業務に関して違反行為を行った場合は、当該法人又は人に対しても、同条例第20条の規定に基づき過料（5万円以下）を科します。

東京都北区長



留意事項
あなたが雇用され、業務として上記違反行為を行った場合は、当該雇用者に対し、本勧告を受けたことを必ず知らせてください。

年 月 日

勸告書交付控

住 所（所在地）	
氏 名（法人名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に係る店舗名	
違 反 行 為 の 内 容	東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する 条例 <input type="checkbox"/> 第7条第1項（客引き行為等をした） <input type="checkbox"/> 第7条第2項（客引き行為等をさせた） <input type="checkbox"/> 第8条第1項（客引き行為等を用いた営業をした）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	北区

私は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の規定に違反したため、北区長から、 年 月 日 北 第 号の警告書により、同条例第11条の規定に基づく警告を受けましたが、上記日時及び場所において依然として違反行為を行ったため、同条例第12条の規定に基づき直ちに当該違反行為を中止するよう、勸告を受けました。

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

備考欄

北 第 号
年 月 日

公 表 通 知 書

住 所（法人にあつては、所在地）

氏 名（法人にあつては、名称） 様

東京都北区長



東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

このことについて、同条第2項の規定に基づき、意見を述べる機会を与えますので、意見書（任意様式）又は口頭により意見を提出してください。

公 表 す る 事 項	
公表の根拠となる 条 例 の 条 項	
公表の原因となる事実	
意 見 書 の 提 出 先	
意 見 書 の 提 出 期 限	

北 第 号
年 月 日

店舗場所提供者通知書

住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称） 様

東京都北区長



あなたが（所有 管理）している次の（土地 建物）を店舗の場所として
使用している次の者が、客引き行為等防止特定地区において、

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

- 第7条第1項（客引き行為等をした）
- 第7条第2項（客引き行為等をさせた）
- 第8条第1項（客引き行為等を用いた営業をした）

の規定に違反したため、当該違反行為を中止するよう同条例第12条の規定に基づき
勧告を行いましたが、更に違反行為をしたため、同条例第14条第1項の規定に基づ
き、その氏名等を公表しました。

つきましては、同条例第15条の規定に基づき、店舗場所提供者に対し、公表され
た違反行為に係る事実を通知します。

店舗の場所として 使用されている土地・建物	
店舗の場所として 使用している者	
公表された事項	
問 合 せ 先	

北 第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称）

様

東京都北区長



（あなた 次の違反者）が行った違反行為は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（第19条第 号 第20条）の規定に基づく過料処分の対象となります。

よって、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違 反 者	
違 反 日 時	
違 反 場 所	
違 反 内 容	
弁明の機会の付与の方式	弁明書の提出
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
年 月 日	
<p>北区長 宛て</p> <p>以下のとおり、弁明書を提出します。</p> <p style="padding-left: 40px;">住所（法人にあっては、所在地）</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名（法人にあっては、名称）</p> <p>弁明の内容</p> <p><input type="checkbox"/>告知のとおり認め、弁明することはありません。</p> <p><input type="checkbox"/>次のとおり弁明します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><input type="checkbox"/>弁明書の提出期限までに、別の形式により弁明書を提出します。</p>	

備考 この弁明書以外の形式で弁明書を提出する場合は、次の事項を記載した書面により提出してください。

- 1 提出する方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）
- 2 弁明に係る件名（不利益処分の内容等）
- 3 弁明の内容

年 月 日

告知・弁明書交付控

住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称）

様

東京都北区長



（あなた 次の違反者）が行った違反行為は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（第19条第 号 第20条）の規定に基づく過料処分の対象となります。

よって、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違反者	
違反日時	
違反場所	
違反内容	
弁明の機会の付与の方式	弁明書の提出
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

年 月 日

北区長 宛て

以下のとおり、弁明書を提出します。

住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称）

弁明の内容

告知のとおり認め、弁明することはありません。

次のとおり弁明します。

弁明書の提出期限までに、別の形式により弁明書を提出します。

上記のとおり告知・弁明書の交付を受け、これを受領しました。

違反者署名

北 第 号
年 月 日

過料処分通知書

住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称） 様

東京都北区長



東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（第19条 号第20条）の規定に基づき、次のとおり過料に処します。

よって、別に交付する納入通知書又はこの場で現金により納付してください。

過 料	円
違反行為	
違反者	
処分事由	上記違反行為のため

不服申立て及び取消訴訟について

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北区を被告として（訴訟において北区を代表する者は、北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

過料処分通知書交付控

住所（法人にあつては、所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

私は、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（第19条第 号 第20条）の規定に基づき、次のとおり過料処分の対象となり、北区長から過料処分通知書を受領しました。

過 料	円
違反行為	
違反者	
処分事由	上記違反行為のため

被処分者署名

備考欄

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十九号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次に改正する。

第四条第一項中「勤務証明書」を「就労証明書」に改める。

別表第一東京都北区王子っ子クラブ第一及び東京都北区王子っ子クラブ第二の項中「五〇」を「四〇」に改め、同表東京都北区王子っ子クラブ第三の項中「四五」を「四〇」に改め、同表東京都北区王子っ子クラブ第五の項の次に次のように加える。

東京都北区王子っ子クラブ第六

四〇

別表第二東京都北区王子っ子クラブ第五の項の次に次のように加える。

東京都北区王子っ子クラブ第六

別記第六号様式の二中「勤務証明書」を「就労証明書」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年九月一日から施行する。ただし、第四条第一項及び別記第六号様式の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別記第六号様式の二の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則別記第六号様式の二の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。